

平成 18 年 9 月 5 日

各 位

会社名 フィールズ株式会社
 代表者名の役職 代表取締役社長
 氏名 山本 英俊
 (コード番号 2767)
 問い合わせ先
 取締役計画管理本部長 山中 裕之
 電話 03-5784-2111 (代表)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 26 日付で発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正後の変更案については平成 18 年 6 月 28 日開催の当社第 18 回定時株主総会において承認済みであります。

記

(訂正箇所には網掛けをしております。)

変更案 (訂正前)	変更案 (訂正後)
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においては取り扱わない。</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>その必要あるときに</u>随時これを招集する。</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（決議の方法）</p> <p>第15条</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる</u>決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 <u>当社の</u>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する</u>時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに</u>随時これを招集する。</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（決議の方法）</p> <p>第15条</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める</u>決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する</u>時までとする。</p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(報酬等) 第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数) 第27条 (現行どおり)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

変更案（訂正前）	変更案（訂正後）
<p>2. 任期の満了前までに退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第37条</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>